



秋田県公報

目 次

公安委員会規則
秋田県警察の組織に関する規則の改正に関する規則(七・警務課)…………… 1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第7号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年9月24日

秋田県公安委員長 藤 井 明

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1秋田臨港警察署飯島交番の項中「飯島川端一丁目～三丁目」を「飯島飯

「飯島穀丁

田一丁目・二丁目」に、「飯島穀丁」を「飯島新町一丁目～三丁目」に、「飯島長野
端一丁目～三丁目」を「飯島長野上町」に、「飯島西袋一丁目～三丁目」を「飯島西袋一丁目～三丁目」に改める。

本町」を「飯島長野本町」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄